

## 4月から農地バンクを經由した農地の貸し借りは農業委員会が窓口です

農地バンクとは、農地所有者と耕作者の仲介役として、所有者から農地を借り受け、耕作者へ貸し出す公的機関です。

鹿児島県では、公益財団法人鹿児島県地域振興公社が農地バンクとして認可されています。

令和8年4月から、農地バンクを經由した農地の貸し借りは、農業委員会が窓口となりました。農地を貸したい、借りたいといった相談は、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会へご相談ください。

### ■メリット

#### ●農地所有者（貸し手）

- ・安心して貸出できる。
- ・賃料は農地バンクからまとめて支払われ、契約期間満了後に農地は確実に戻る。

#### ●耕作者（借り手）

- ・複数借り受ける場合でも、農地バンクがまとめて賃料の支払等を行うので、事務が軽減される。
- ・農地を集積・集約することで農作業の効率化や生産性の向上が図られる。

## 自動車税の納付について

令和8年4月1日現在で運輸支局に登録されている、自動車の所有者または使用者の方に自動車税の納税通知書が届きます。

### ■納付期限

6月1日（月）

### ■納付方法

金融機関、コンビニエンスストア、インターネットバンキング

※必ず納付期限までに納めましょう。※転居のため納税通知書が届かない方、納税についてご相談がある方は、鹿児島県大隅地域振興局総務企画部県税課にご連絡ください。※納付方法や減免制度等の詳細は、鹿児島県ホームページをご確認ください。



▲詳しくはこちらへ

### ◎問い合わせ先

鹿児島県大隅地域振興局  
総務企画部 県税課

☎0994-52-2094

■その他  
・現在結んでいる利用権設定による貸借契約は、契約期間満了日まで有効です。

・農地法第3条に基づく貸借契約は、そのまま継続されます。

※ご相談を受けてから契約締結まで4か月程度かかります。

※相談内容は、必要に応じて地区の農業委員、農地利用最適化推進委員へお繋ぎすることがあります。

### ◎相談・申請・問い合わせ先

垂水市農業委員会 ☎内線232

## 令和8年度軽自動車税

### ■納期限 6月1日（月）

※納税通知書…5月上旬発送

### ■減免手続

障害者の方が所有者・使用者（納税義務者）である軽自動車は減免が受けられる場合があります。

### ■申請期限 6月1日（月）

※昨年度までに減免を受けた方は申請の必要はありませんが、車両に異動があれば再申請が必要です。

### ◎問い合わせ先

税務課 市民税係

☎内線130・131



▲詳しくはこちらへ

## 令和8年度特設人権相談所の開設日

いじめや虐待、嫌がらせ、誹謗中傷や差別等の人権問題でお困りの方はお気軽にご相談ください。

### ■相談員

相談には垂水市長が推薦し、法務大臣が委嘱した人権擁護委員が応じます。なお、相談者の秘密は固く守られます。

### ■相談料 無料

相談所開設日	場所	相談所開設日	場所
5月 8日（金）	境地区公民館	11月13日（金）	協和地区公民館
6月 9日（火）	新城地区公民館	12月 8日（火）	垂水市市民館
7月10日（金）	柘原地区公民館	1月15日（金）	松ヶ崎地区公民館
8月 4日（火）	垂水市市民館	2月 9日（火）	水之上地区公民館
9月11日（金）	大野地区公民館	3月12日（金）	垂水市市民館
10月13日（火）	牛根地区公民館	※相談時間は10時～15時（正午～13時は除く）	

### ◎問い合わせ先

市民課 相談係 ☎内線146

### Pick Up 3

## 5月29日（金）より 気象の警報などが大きく変わります

詳しくは国HPから



新たな防災気象情報では、住民がとるべき行動と5段階の警戒レベルが整合されて、大雨などの災害発生の危険度の高まりに応じた各情報（河川氾濫など）が气象台から発表されます。

これにより、市が発令する避難指示等の避難情報と市民の皆様がとるべき避難行動との関係が分かりやすくなります。令和8年5月29日（金）より運用開始です。

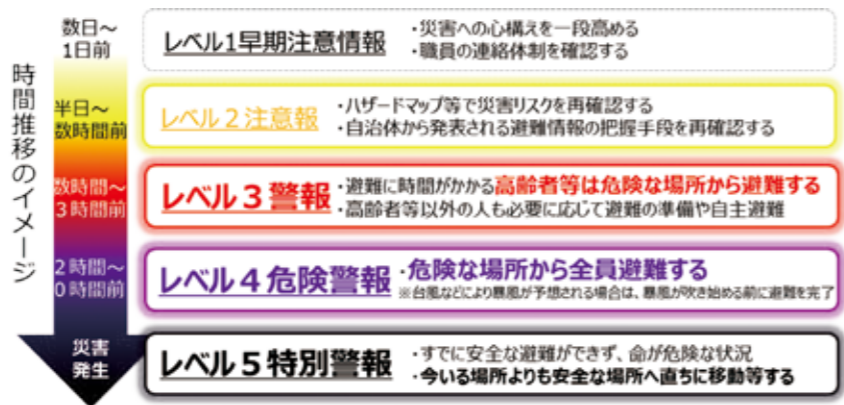
### ■ポイント

#### ●注意報の情報名に「レベル」が付記

（例）

- レベル2大雨注意報
- レベル5大雨特別警報

#### ●「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表



☎総務課 安心安全係 ☎内線 223

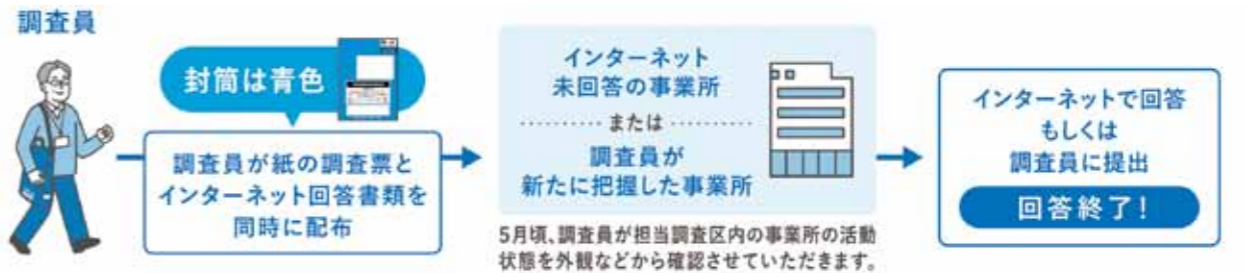
### Pick Up 2

## 令和8年経済センサス活動調査にご協力ください

詳しくは国HPから



全国すべての事業所・企業を対象に、経済活動の実態を把握するため、5年に一度の「令和8年経済センサス活動調査」が行われます。



6月8日までにインターネットでご回答ください。難しい場合は、調査員が訪問のうえ、調査票の回収と確認を行います。

※支所を有する事業所は、黄色の封筒が本社に郵送されますので、支所分も併せて、インターネットでの回答をお願いします。

☎国コンタクトセンター（土日祝日を除く9～18時）  
・調査全般に関すること ☎0120-138-102 ・インターネット回答に関すること ☎0120-319-502